クーリングオフにおける 対応について (契約編)

(株)環境保全研究所

特商法におけるクーリングオフができる取引

- ✓ ①訪問販売(キャッチセールス、アポイントメントセールス等を含む)
- - ②電話勧誘販売
 - ③特定継続的役務提供(エステティック、美容医療、語学教室、家庭教師、学習塾、 パソコン教室、結婚相手紹介サービス)
 - ④訪問購入 (業者が消費者の自宅等を訪ねて、商品の買い取りを行うもの)
 - ⑤連鎖販売取引
- ⑥業務提供誘引販売取引(内職商法、モニター商法等)

クーリングオフ対象ランク

愛用者特約 (80%)

訪問販売

店舗登録(80%)

特約B (70%) 特約A (65%)

業務提供誘引販売取引

※但し、法人においては特商法の適用対象外となる ため、クーリングオフは適用されません。

適用となる対象者について

新規で登録された方

既存でランク変更された方

※新ランクに登録された方全員が対象

適用期間について

ご本人が契約書を受け取った日から20日間

※ある程度の日数経過は許容範囲とし、30日程度は見ておく。

理由を問わず、お客様は当契約を解除することができ、商品の開封・使用問わず、商品代金は返金いたします。

連絡手段について

書面以外にも、2022年6月からは、特商法の改正により、電磁的記録(電子メール等)によって通知することでクーリングオフが可能に。

メール、FAX、SNS(Twitter、LINE、 Messenger、Instagram)で受けたものも 可能となりました。

適用範囲について

契約金があるランクであれば契約金の返金

※上位店から返金対応

商品購入代金の返金

※環境保全研究所から返金対応

✔ 代引き:お客様の口座に振り込み

✔ クレジット:決済代行会社を通じてカード与信の取消

売上の削除について

計上された売上の削除は行いません



上位店への利益はそのままお振込みいたします

お客様への返金分は環境保全が負担いたします

通知フォーマット例

契約解除通知

- ・契約年月日:000年00月00日
- ·契約番号:0000
- ・上位店名(ご紹介者様): 〇〇〇〇
- ・商品名:0000
- 契約金:000円
- · 商品代金: 〇〇〇〇円

通知いただく情報は、 お分かりになる範囲で 構いませんが、左記の ように、より詳細にお 伝えいただきますと、 迅速且つ確実な対応が 可能となります。

上記日付の契約を解除します。 尚、支払い済みの〇〇〇円をすみやかに返金してください。

0000年00月00日

- 契約者名(お客様): 〇〇〇〇・電話番号: 〇〇〇-〇〇〇〇
- ・返金先口座:〇〇銀行〇〇支店 口座番号:〇〇〇〇

クーリングオフの通知先

contract@kankyo-hozen.com

上記、メールアドレス宛にお送りいただくと確実です。

クーリングオフについては、契約書にも記載されておりますが、上位店様におかれましては、もしお客様から申し出があった場合には、通知フォーマット例と共に、上記メールアドレスをご案内願います。

※上位店様が代わりにお送りいただいても構いません。

お客様が受け取られた商品について

お客様が<mark>商品返送</mark>を希望された場合は、<mark>着払い</mark>にて<mark>環境保全</mark> 研究所までお送りいただくようご案内願います。

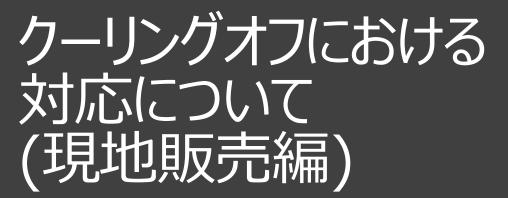
アナウンス例

「お支払い済の契約金と商品代金の全額を返金します。お手元にあるご不要な未使用品は、お手数ですが、まとめて着払いで環境保全研究所へ送付ください。」

※商品の返送は強要しないようにご注意ください。

お客様の解約依頼について

契約を解除されるということになりますので、上位店は全国販社を通じて環境保全研究所まで、解約の依頼をお送りください。



(株)環境保全研究所

適用となる対象者について

- ✓ 講習会場等の現地販売で商品を購入された方
- ✔ 特商法の「訪問販売」が適用される場合
- ※但し、法人においては特商法の適用対象外となるため、 クーリングオフは適用されません。
- ※現地販売でも訪問販売に該当しないケースもございますので、 詳しくは「現地販売における訪問販売規制について」の動画と 資料をご覧ください。

適用期間について

ご本人が現地販売用のクーリングオフ概要が記載された書類を受け取った日から8日間

※ある程度の日数経過は許容範囲とし、2週間程度は見ておく。

連絡手段について

書面以外にも、2022年6月からは、特商法の改正により、電磁的記録(電子メール等)によって通知することでクーリングオフが可能に。

メール、FAX、SNS(Twitter、LINE、 Messenger、Instagram)で受けたものも 可能となりました。

適用範囲について

商品購入代金の返金

※現地で販売をした販売者から返金対応

クーリングオフが適用とならないケース

商品を使用又は消費した場合(ただし、事業者がお客様に当該商品を使用又は消費させた場合を除きます)は、クーリング・オフができなくなりますのでご注意ください。

クーリングオフ解説資料・現地販売用書類のダウンロード

https://www.kankyo-hozen.co.jp/contract

最新版を上記URLにご用意しておりますのでご活用ください。